

様式第 47 (第 67 条及び第 122 条関係)

託送供給特例認可（承認）申請書

令和 2 年 3 月 19 日

近畿経済産業局長 米村 猛 殿

住所 奈良県香芝市西真美 1-2-3  
名称 株式会社 大武  
代表取締役 大武 正之 印



ガス事業法第 48 条第 3 項ただし書（同法第 76 条第 3 項ただし書）の規定により、次のとおり託送供給約款以外の供給条件により託送供給を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の相手方	氏名（名称）		別紙のとおり
	住所		別紙のとおり
	受給場所	受入場所	
		別紙のとおり	
	料金その他の供給条件の内容		
実施の期日及び期間			別紙のとおり

別紙

料金その他の供給条件の内容並びに実施期日及び実施期間

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により所得などが減少し、ガス料金の期限までの支払いが困難なケースが生じることを踏まえ、ガス小売事業者において、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたお客様等を対象にした、ガス料金の支払期限を1ヶ月延長する等の特例措置が実施・検討されています。

このような状況を踏まえ、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者を需要家とする払出地点に係る託送供給について、託送供給依頼者から当社にお申し出があった場合には、当該託送供給依頼者に対して、次の供給条件を適用するものといたします。

1. 生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者を需要家とする払出地点に係る令和2年2月検針分（支払期限日が令和2年3月25日以降となるもの）及び3月検針分の託送供給料金の支払期限をそれぞれ1ヶ月延長する。

以上

## 託送供給約款以外の供給条件による託送供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、ガス料金等の公共料金（上水道・下水道、電気、ガス及び電話・携帯電話の使用料）の支払が困難になるなど、多大な被害が発生・拡大していくことが懸念されます。

また、新型コロナウイルス感染症対策本部および経済産業省からガス料金の支払期日の延長について、ガス事業者に対して要請をされております。

このような状況を踏まえ、ガス小売事業者において、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたお客様を対象にした、ガス料金の支払期限の延長等が速やかに実施されるためにも、託送供給料金の支払期限の延長等の対応ができるよう、託送供給約款以外の供給条件を設定したく、申請を行います。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討することとしたい。